

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し随意契約の相手方の候補者とする手続(以下「公募型プロポーザル方式」という。)を実施する。

令和5年3月13日
日本ほたて貝輸出振興協会
事務局長 山口重幸

1. 公募型プロポーザル方式に付す事項

1) 業務名

一般社団法人「日本ほたて貝輸出振興協会」の設立及び運営に係る業務

2) 業務の目的

令和4年10月1日より施行された改正輸出促進法では、農林水産物・食品輸出促進団体(品目団体)認定制度が導入され、この認定申請には法人であることが必須条件となっている。このため、現在任団体である「日本ほたて貝輸出振興協会」を一般社団法人として法人化し、品目団体として国の認定を受け、ほたて貝の更なる輸出促進を図ることを目的とする。

3) 事業内容等

ア 業務体制の整備

一般社団法人としての業務を円滑に行うため、次に示す体制を取ること。

(ア) 職員の配置

一般社団法人の設立及び運営に必要な事務能力を有し、以下の役職員を配置すること

- a 理事 1名
- b 事務局長 1名(事務員との兼務も可)
- c 事務員 若干名

(イ)事務所の設置

- a 一般社団法人設立登記の要件を満たした事務所を設置すること。
- b 会員との連絡に必要な通信手段を有すること。

イ 業務内容

設立された一般社団法人としてほたて貝の輸出拡大のため、以下の業務を行えること。

- (ア) 国内外でのホタテ貝製品のPR、展示会・セミナー等の企画運営
- (イ) 新規市場開拓等の海外マーケティング調査の企画運営
- (ウ) 輸出拡大に向けた競争力強化、ブランド力向上等に係る企画運営
- (エ) 輸出拡大に資する海外情報の収集及び会員に対する情報の提供
- (オ) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

ウ 一般事務

- (ア) 定款に定めた総会、理事会の設営及び資料作成
- (イ) 会計規程等に定められた経理処理及び出納
- (ウ) 事業計画及び報告、収支予算及び決算書の策定
- (エ) ほたて貝の輸出促進に係る補助事業の申請等
- (オ) 法人としての税務申告
- (カ) その他、一般的な法人としての業務

4) 契約期間

契約締結日から令和6年3月31日まで。ただし、法人設立後についての事務委託等については、設立された法人が担う。

2. 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

次の資格を全て満たす者であること。

- 1) 一般社団法人の運営に関する知見を有しており、上記1. 3). イ. 業務内容に記載された業務を円滑に行うことができる体制を確保できる者であること。
- 2) 海外展示会や海外プロモーションに関する実績があり、事業の実施に必要な経歴、資格、経験を有する職員を配置できること。
- 3) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4第1項各号に掲げる者でないこと。
- 4) 地方自治法施行令第 167 条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- 5) 国・道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- 6) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。
- 7) 暴力団関係事業者等でないこと。
- 8) 宗教活動又は政治活動を目的とした団体でないこと。また、特定の公職者(その候補者を含む)若しくは政党を推薦し、支持し又はこれらに反対することを目的とする団体でないこと。
- 9) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - ア 法人税
 - イ 事務所が所在する都府県の事業税
 - ウ 消費税及び地方消費税
- 10) 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと(当該届出の義務がない場合を除く。)
 - ア 健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)第 48 条の規定による届出
 - イ 厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)第 27 条の規定による届出
 - ウ 雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)第7条の規定による届出

3. 参加資格の審査

- 1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、アからエまでに定めるところにより、2に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア申請書の交付

申請書は次の場所で交付する。

〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目
北海道漁業協同組合連合会販売第一部内
日本ほたて貝輸出振興協会事務局

(土・日曜日及び祝日は除く。交付時間は午前9時から午後5時まで)

なお、電子メールによる交付を希望する場合は、その旨を担当者(メールアドレス:j-yamaguchi@gyoren.or.jp)に申し込むこと。

イ申請書の提出期限 令和5年3月24日(金)午後5時必着

ウ申請書の提出方法 持参、郵送(書留郵便)又は電子データによる提出とする。

エ申請書の提出場所 3の(1)のアに同じ。

- 2) 審査を行ったときは、審査結果を通知する。

4. 企画提案書の提出期限、場所及び方法

1) 提出期限 令和5年3月31日(金)午後5時必着

2) 提出場所 3の(1)のアに同じ。

3) 提出方法 持参、郵送(書留郵便)又は電子データによる提出とする。

5. 提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

6. 最良の提案をした者の選定方法

事務局において事前審査を実施し、最終的には日本ほたて貝輸出振興協会の理事会において、提出された企画提案書を評価し、最良の提案をした者(以下「特定者」という。)を選定する。

7. 契約手続

特定者を決定したときは、別途、契約手続を行う。

8. 公募型プロポーザル方式に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

名 称 日本ほたて貝輸出振興協会

- 1) 所在地 〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目

北海道漁業協同組合連合会販売第一部内

日本ほたて貝輸出振興協会事務局

2) 連絡先 メールアドレス:j-yamaguchi@gyoren.or.jp

9. その他

- 1) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- 2) 審査結果及び特定者名は、公表する。
- 3) 詳細は、企画提案説明書による。